

## 事業事前評価表

## 1. 案件名

国名：ベトナム社会主義共和国

案件名：第3次経済運営・競争力強化借款

L/A 調印日：2017年1月16日

承諾金額：11,000百万円

借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of the Socialist Republic of Viet Nam）

## 2. 事業の背景と必要性

## (1) 当該国における経済運営・競争力強化の現状・課題

ベトナム社会主義共和国は1986年のドイモイ政策の導入以降、1990年から2010年にかけて7%を超える年平均GDP成長率を達成、2011年以降のマクロ経済安定化を重視する政策により一時鈍化したものの、2013年は5.42%、2014年は5.98%、2015年は6.68%と回復基調にあり、これまで順調な経済発展を遂げている。また、2010年には一人当たりGDPが1,000ドルを超えて低中所得国入りを果たし、2014年には2,000ドルを超えた。さらに、貧困層の割合も1992年の49.2%から2012年には3.2%まで低下した。これらの成果は、市場経済化・対外開放政策の着実な実行、加工・製造業を中心とする外国直接投資の誘致の成功、輸出産業の強化、経済インフラの整備等によるところが大きい。また、当国は、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に加盟予定であり、加盟国内における一人当たりGDPは最も低く、縫製業を中心にTPP域内の輸出の拠点として当国への投資拡大が期待されている。

他方、労働集約型産業を中心とする産業の生産性停滞による経済成長の鈍化が懸念されている他、ASEAN経済共同体（AEC）の発足に伴い2015年に発効したASEAN域内及び対中国貿易における関税撤廃（一部品目については2018年）や後発ASEAN諸国の台頭により、ASEAN域内での競争激化が必至である状況の下、国際競争力を強化していくためには、安い労働力に依拠した産業構造から脱却し、産業の高付加価値化を図ることが不可欠である。また、短期的には改善しているものの、貿易収支赤字、自国通貨安、インフレ、外貨準備高不足、財政赤字など構造的なマクロ経済上の課題を抱えている。当国が、中長期的にマクロ経済の安定化を図りつつ競争力を強化し持続的な経済成長を実現するためには、抜本的な経済構造改革及び改革を支える行政制度の改善が必要とされている。

## (2) 当該国における経済運営・競争力強化政策と本事業の位置づけ

当国政府は、「2020年までの工業国化」を国家目標として定め、「第9次社会経済開発5ヵ年計画（2011-2015）」において、「経済」「社会」「環境」を開発の柱とし、①高成長の下での持続的経済発展、②近代的工業国となるための土台固め、③高度な科学技術の蓄積、④教育改善等による人的資源育成、⑤生活向上、⑥環境保全、⑦政治的安定などを主要政策課題として掲げている。また、2011年11月の国

会において、2015年までの最重要政策課題として、①公共投資改革、②国営企業改革、③銀行セクター改革の三つを中心とした改革の断行が決定された。第3次経済運営・競争力強化借款（以下、「本事業」という。）は、これら開発政策の実行を支援するものである。なお、2016年に承認された第14期経済社会開発5ヵ年計画（2016年～2020年）においても、マクロ経済安定の維持、高い経済成長率の達成、早期に近代工業国になるための基礎づくり等、前5ヵ年計画の方向性を継承している。

#### (3) 経済運営・競争力強化に対する我が国及びJICAの協力方針等と実績

対ベトナム社会主義共和国国別開発協力方針（2012年12月）では、「成長と競争力強化」、「ガバナンス強化」を重点分野に掲げており、また、対ベトナム社会主義共和国JICA国別分析ペーパー（2014年3月）においても、ガバナンス分野の改革、公共財政管理の強化や金融システムの改善、国営企業の経営効率の向上等が重要であると分析しており、本事業はこれら方針・分析に合致する。当該分野に関しJICAは経済運営・競争力強化借款（Economic Management and Competitiveness Credit。以下、「EMCC」という。）を通じた支援を行っている。EMCCは2012年から3次に分けて実施されており、本事業は最終次にあたる。本事業は第1次（2013年3月、15,000百万円）、第2次（2014年3月、15,000百万円）の支援を通じて政策制度の基盤となる各改革分野の中期計画・中期戦略策定、各種上位法令が整備されたことを踏まえ、下位法令の制定や、それら政策・制度に基づく具体的施策の実施促進を行うものである。

#### (4) 他の援助機関の対応

経済運営・競争力強化に資する協力として、世界銀行、アジア開発銀行、イギリス、EU、ドイツ、フランスなどの各援助機関は貧困削減支援借款（以下、「PRSC」という。）やEMCCを通じた制度整備の促進支援のほか、公共財政管理、金融セクター改革、国営企業改革、民間セクター開発等の分野で技術協力やプロジェクト融資を行なっている。本事業は、第1次、第2次と同様に世界銀行（150百万ドル）との協調融資である。

#### (5) 事業の必要性

当国が2020年までの工業国化を達成し、持続的な経済成長を遂げるためには、適切な開発政策の実行を通じた経済運営・競争力の強化が不可欠である。本事業は、財政支援を通じた各種政策制度改革の実行を支援するものであり、我が国及びJICAの援助方針・分析とも合致していることから、本事業を支援する必要性は高い。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業の目的

本事業は、金融セクターの安定化、財政規律の強化、行政改革、国営企業の運営改善、公共投資の改善、ビジネス環境整備等の各種政策制度改革について、財政支援及び政策対話等を通じてその着実な実行を支援することにより、当国の経済運営・競争力の強化を図り、もって持続的成長及び貧困削減に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ベトナム社会主義共和国全土

(3) 事業概要

EMCC は経済運営・競争力の強化に向けて必要となる三つの改革の柱として、①マクロ経済安定化、②公共部門の透明性・効率性・説明責任の向上、③ビジネス環境の整備を設定したうえで、これらの柱のもとに六つの改革分野（ア）金融セクターの安定化、イ）財政規律の強化、ウ）行政改革、エ）国営企業の運営改善、オ）公共投資の改善、カ）行政手続の円滑化）を定め、2015年までに実行されるべき改革を支援するもの。本事業は、EMCC 全3次の最終次として2014年2月から2015年12月に実行された改革を支援するものである。EMCC 3の政策アクションは以下のとおり。

改革の柱	改革分野	EMCC3 政策アクション
マクロ経済の安定化	金融セクターの安定化	2015年4月1日から施行された通達2号の実施結果に基づく、銀行セクター全体の不良債権比率の開示
	財政規律の強化	中期債務管理プログラム（2016-2020）の策定
		SBV、国営商業銀行2行における国庫金の一元的管理の実施
公共部門の透明性・効率性・説明責任の向上	行政改革	（EMCC3では対象政策アクション無し）
	国営企業の運営改善	6つの経済グループについて、非コア5業種から80%以上の撤退（銀行、保険、証券、不動産、投資ファンド）
		政令61号に基づく、全経済グループの主要財務・経営指標の開示
公共投資の改善	公共投資の効率化・重複削減、国家の開発計画に沿った公共投資の促進、情報開示・透明性強化等を盛り込んだ、公共投資の包括的な法制度となる公共投資法案の国会への提出	
ビジネス環境の整備	行政手続の円滑化	納税者の負担軽減につながる徴税手続の簡素化などのビジネス環境整備強化のための決議の導入
		改正調達法（2013年11月成立）の実施に向けた政令、通達など下位法令の発布
		特定業種の株式投資における、外国人投資家の株式保有比率上限の引き上げ

(4) 総事業費（円借款供与額）

11,000 百万円

(5) 事業実施スケジュール

本事業の財政支援開始は2014年1月とする。政策アクションの達成目標は2015年12月とし、貸付実行（2017年3月を予定）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

- 1) 借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of the Socialist Republic of Viet Nam）
- 2) 事業実施機関：ベトナム国家銀行（State Bank of Viet Nam。以下、「SBV」という。）

3) 運営／維持・管理体制：SBVは本事業の実施機関として、財政省をはじめ政策アクションに関連する関係省庁との調整、実施状況のモニタリング及び政策対話、ドナー協議を実施する。なお、本事業開始時に当国政府・ドナー間で政策アクションの内容について協議済み。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進

本事業が対象とする各種政策制度改善を通じて経済運営・競争力強化を図り、持続的成長を促進することで貧困削減促進に寄与する。

3) 社会開発促進(ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等)

世界銀行や国連工業開発機関の調査によれば、ベトナムでは女性起業家は男性の起業家と比較して煩雑な徴税手続きに対する不満は高く、逆に非公式な税の支払い経験は少ない(男性起業家20%、女性起業家9%)との報告がなされており、本事業を通じた徴税手続きの簡素化は女性起業家のビジネス環境の改善に資する。

(8) 他スキーム、他ドナー等との連携

本事業は、世界銀行との協調融資を行うほか、無償資金協力を行うスイス連邦経済省経済事務局、カナダ国際開発庁と連携を行う。

(9) その他特記事項

本事業で支援する改革分野において実施中の技術協力等を通じて、対象となる政策制度の策定及び執行支援を行う。

**4. 事業効果**

(1) 定量的効果

1) アウトカム(運用・効果指標)

改革の柱	改革分野	運用・効果指標		
		指標名*注1	基準値*注2 (2012年)	目標値*注3 (2017年)
マクロ経済 の安定化	金融セクター の安定化	不良債権比率(%)	8.6	5
		商業銀行数(行)	39	30
	財政規律 の強化	対GDP比公的債務比率が連続して65%を下回る会計年度回数(回)	1	5
		国庫金口座数(口座)	701	5
公共部門の 透明性・効 率性・説明	行政改革	土地管理情報、土地取引の行政手続をウェブサイトで開示している地方省の数(省) *注4	6	45

責任の向上		公務員の所得及び 申告資産の情報開示の度合い (%)	0	50
	国営企業の 運営改善	全監査に占めるリスクベースアプローチ による財務諸表監査の割合 (%)	0	50
		全経済グループの資本に占めるリスクの 高い非コア事業の投資の割合 (%)	2.3	0
		経済グループによる経営情報の WEB への 公開 (社)	4	8
	公共投資 の改善	資本予算における遅延支出の額 (兆ドン)	43	30
ビジネス 環境の整備	行政手続きの 円滑化	全契約額に占める随意契約の割合 (%)	40	30
		納税手続きの所要時間 (時間)	法人税 : 217 付加価値税 : 320	法人税 : 150 付加価値税 : 220

\*注 1 : EMCC3 の指標については、政策アクションの修正等現状を踏まえ、よりプログラムの成果・政策アクションに直結する指標に限定する形で整理・削減を行った。

\*注 2 : 一部の指標については 2012 年以前の数値を使用 : 土地管理情報、土地取引の行政手続きをウェブサイトで開示している地方省の数 (2010 年)、公務員の所得及び申告資産の情報開示の度合い (2011 年)、全監査に占めるリスクベースアプローチによる財務諸表監査の割合 (2010 年)、納税手続きの所要時間 (2011 年)

\*注 3 : 第 1 次から第 3 次経済運営・競争力強化借款 (2012 年~2015 年) を通じて達成を目指す目標値。本事業における政策アクションの達成期限が当初の 2014 年末から 2015 年末に延期したこと等により、目標値は 2015 年から 2017 年に変更された。

\*注 4 : 2012 年にベトナム政府・世界銀行が共同で実施した反汚職診断(Anti-Corruption Diagnostic)において、土地取引は汚職の発生しやすい分野とされている。

## (2) 定性的効果

持続的な経済成長の促進及び貧困削減への貢献。ベトナム政府の政策立案・実施能力の強化。

## (3) 内部収益率

財政支援という事業の性格上、内部収益率は算出せず。

## 5. 外部条件・リスクコントロール

特になし。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

### (1) 類似案件からの教訓

2007 年に実施された当国の PRSC (第 3、4、5 次) の事後評価において、PRSC の効果・実効性は、政策制度の運用・執行面の確実な実行により発現するものであり、政策制度の着実な執行・運用を可能とする技術協力の活用が重要との教訓を得ている。また、我が国等の政策制度の立案プロセスに鑑みても、既存の政策制度の改善は、運用・執行を通じた課題・教訓の蓄積無くしては成立せず、政策制度の立案、一定期間の運用・執行、運用・執行を通じた課題・教訓の分析、課題・教訓の政策制度への反映といった一連の政策策定のプロセスが確立されており、ベトナムにおいてもかかる政策策定のプロセスが一層根付くような包括的な支援を検討する必要がある。

## (2) 本事業への教訓の活用

本事業では支援対象の改革分野について、各ドナーによる政策制度の策定支援、運用・執行面の体制・能力強化支援を実施しており、JICA は技術協力・無償資金協力の実施を通じ、本事業の改革分野に関連する政策制度策定支援及び運用・執行面の能力強化を実施している。

## 7. 今後の評価計画

### (1) 今後の評価に用いる指標

- 1) 不良債権比率 (%)
- 2) 商業銀行数 (行)
- 3) 対 GDP 比公的債務比率が連続して 65% を下回る会計年度の数 (回)
- 4) 国庫金口座数 (口座)
- 5) 土地管理情報、土地取引の行政手続きをウェブサイトで開示している地方省の数 (省)
- 6) 公務員の所得及び申告資産の情報開示の度合い (%)
- 7) 全監査に占めるリスクベースアプローチによる財務諸表監査の割合 (%)
- 8) 全経済グループの資本に占めるリスクの高い非コア事業の投資の割合 (%)
- 9) 経済グループによる経営情報の WEB への公開 (社)
- 10) 資本予算における遅延支出の額 (兆ドン)
- 11) 全契約額に占める随意契約の割合 (%)
- 12) 納税手続きの所要時間 (時間)

### (2) 今後の評価のタイミング

事業完了 1 年後

以 上